

解体等工事における 石綿飛散防止対策について

佐賀県 有明海再生・環境課

大気汚染防止法及び石綿障害予防規則等でアスベスト(石綿)に対する規制がなされています

つきましては、関係法令を遵守し、適正な工事をお願いします

事前調査について

◆ 事前調査の実施

解体・改造・補修工事において、建築物・工作物に石綿含有建材が使用されているかどうか調査が必要です

[調査方法]

- ① 設計図書等による書面調査
- ② 現場での目視確認
- ③ ①、②で分からなかった場合、分析調査又はみなし

◆ 事前調査結果等の掲示と現場への据え置き

工事期間中、公衆の見やすい場所に、A3サイズ以上の大きさを、事前調査の結果を**掲示***し、事前調査の結果を現場に**据え置く**必要があります。

*** 事前調査の結果が「石綿なし」であっても必ず掲示をしなければなりません。**

事前調査結果の報告について

◆ 事前調査結果の県への報告

一定規模以上*の解体・改修工事を対象として、石綿に関する事前調査結果を県（保健福祉事務所）と労働基準監督署に報告しなければなりません

*一定規模以外の工事であっても、建築物等の解体・改修時には事前調査の実施が必要です

[報告方法]

- 「石綿事前調査結果報告システム」により電子で報告してください

【石綿事前調査結果報告システム】

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/>

- 「石綿事前調査結果報告システム」を利用するためには「GビズID」を取得する必要があります

GビズIDの取得はこちらから

<https://gbiz-id.go.jp/>

資格者等による事前調査の実施

◆ 建築物の事前調査

次の資格者等が実施しなければなりません (R5.10.1施行)

◆ 建築物石綿含有建材調査者 (特定、一般、一戸建て)

- ◆ 令和5年9月30日以前に(一社)日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き登録されている者

◆ 工作物(一部)の事前調査

次の資格者等が実施しなければなりません (R8.1.1施行)

◆ 工作物石綿事前調査者

- ◆ 建築物石綿含有建材調査者(一般・特定)若しくは同等以上の能力を有すると認められる者(一部の工作物のみ可能)※

※環境省告示第48号(令和5年6月23日公布)

石綿含有建材が使用されていたとき

◆ 届出書の提出

対象

- ・ 石綿含有吹付け材（レベル1）
- ・ 石綿含有保温材・断熱材・耐火被覆材（レベル2）

工事の発注者は、「特定粉じん排出等作業実施届出書」を保健福祉事務所に提出する必要があります。

◆ 作業基準の遵守

対象

- ・ 石綿含有吹付け材（レベル1）
- ・ 石綿含有保温材・断熱材・耐火被覆材（レベル2）
- ・ その他石綿含有建材（レベル3）

工事において、石綿飛散防止対策（作業基準）を遵守する必要があります

詳しくは佐賀県ホームページをご覧ください

佐賀県 アスベスト

検索

佐賀県「解体等工事に係る石綿(アスベスト)
飛散防止対策の手引」

環境省 建物を壊すとき

検索

厚生労働省・環境省
「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び
石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」

佐賀中部保健福祉事務所 環境保全課	☎ 0952-30-1907
鳥栖保健福祉事務所 環境保全課	☎ 0942-83-6820
唐津保健福祉事務所 環境保全課	☎ 0955-73-1179
伊万里保健福祉事務所 環境保全課	☎ 0955-23-2103
杵藤保健福祉事務所 環境保全課	☎ 0954-23-3506
佐賀県 有明海再生・環境課 生活環境担当	☎ 0952-25-7774